

令和 5 年度 青少年関連事業の基本方針について

◎ 令和 5 年度 青少年健全育成事業の基本的方向性

新型コロナウイルスに配慮した青少年健全育成に関する取組の充実 協力者・協力団体数の増大

※各事業について、今後の感染状況等に十分配慮しながら行い、状況によっては中止となる場合があります。

1 青少年健全育成事業

① 子ども工作教室（年 3 回）

⇒子どもたちが将来、社会人・職業人として自立していくことにつながるよう、夢や希望を持ち、目標に向かって自らの可能性に挑戦する機会の提供

② ふれあいハイキング

⇒子どもが自然とふれあうことができる体験講座

場 所：埼玉県内（現地集合／現地解散）

開催時期：令和 5 年 7 月～8 月

協力依頼：東松山市応援団員大山光一氏、山学同人比企、東松山市応援団員絵子猫氏、松山高校山岳部を予定

③ 子育て支援事業への中学生、高校生ボランティアの参加

⇒長期休みを中心に、子育て支援に関するイベントへの中高生ボランティアの参加を呼びかけ乳幼児とのふれあいや学校間を超えた交流、他ボランティア（高齢者世代など）との交流

④ 赤ちゃん抱っこ体験

⇒乳幼児とのふれあいを通して命の大切さを学ぶ機会の提供

⑤ 東松山市青少年相談員協議会事業（埼玉県委嘱団体）

⇒「地域のお兄さん・お姉さん」として活動する青年ボランティアによるレクリエーション活動や子ども会行事の実施

2 非行防止・環境美化事業

① 青少年健全育成啓発活動

- 7月と11月を周知・啓発活動の重点活動月間とし、(ア) (イ) (ウ) を行う

	時期	活動内容
(ア)	7月「青少年の非行・被害防止全国強調月間」	協力団体によるチラシ等の配架・回覧 市広報・ホームページにて周知・啓発
(イ)	11月「子供・若者育成支援強調月間」 「家族の週間」	市内中・高校生に対し、啓発物品の配布
(ウ)	11月「いじめ撲滅強調月間」	市広報・ホームページにて周知・啓発

- 規模、人数、回数等を縮小したパトロール活動（7月～2月）

対策として、以下(ア)～(オ)を行う

	対策	内容
(ア)	回数の制限	年8回程度
(イ)	短時間での実施	30分程度
(ウ)	密にならない場所での活動	東松山駅・高坂駅周辺でのパトロール活動
(エ)	1回の活動における参加人数の制限	20～30名程度/回
(オ)	各団体からの参加回数の制限 及び参加人数の制限	各団体の参加回数……3回程度 各団体からの参加人数……最大3名程度

<実施日及び活動時間>

毎月1回、第2金曜日を中心に行う。時間は、16:00から約30分間とする

実施予定日	7/14	8/4	9/8	10/13	11/10	12/8	1/12	2/9
	東松山駅	○		○		○		○
高坂駅		○		○		○		○

<活動内容> 東松山駅又は高坂駅周辺でのパトロール活動

※パトロール活動にあたり、密集及び接触を減らすため、啓発物品の配布及び声かけ活動は行わない

※各団体に参加希望調査を行い、活動日を事務局にて振り分ける

② 東松山市青少年育成推進委員会（埼玉県委嘱団体）の活動

⇒東松山市青少年育成推進委員会と埼玉県公安委員会が委嘱している少年指導委員が連携を図り、市内中学校での朝のあいさつ運動を実施

③ 東松山警察署少年非行防止ボランティア連絡会少年指導員による街頭活動への参加

⇒東松山警察署少年非行防止ボランティア連絡会主催の街頭活動へ会員（市職員）が参加